

旭川市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会 「審査方針」の変更について

令和4年1月14日開催の旭川市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会において、審査方針が改められ、審査基準のうち令和4年12月1日以降に委嘱する主任児童委員の「年齢要件」について、次のとおり変更されました。

○変更内容

(変更前)

新任・再任とも、原則65歳未満の者とする。ただし、地域の実情により65歳未満の者の選出が困難で、やむを得ないと判断出来るときは、例外的に68歳未満の者も認めることとする。

(変更後)

新任の場合は、原則72歳未満の者とする。ただし、地域の実情により72歳未満の者の選出が困難で、やむを得ないと判断できるときは、例外的に75歳未満の者も認めることとする。

再任の場合は、原則75歳未満の者とする。ただし、これまでの活動実績を十分勘案し、今後の活動に支障がないと認められる者とする。また、地域の実情により75歳未満の者の選出が困難で、やむを得ないと判断できるときは、例外的に78歳未満の者も認めることとする。

○変更理由

民生委員・児童委員の担い手不足や高齢化が切実な課題となっており、次期一斉改選時にはさらなる欠員が増えることが予想されることから、主任児童委員の年齢要件を引き上げ、地区を担当する民生委員・児童委員の年齢要件と同じにすることにより、担い手確保につなげるため。

民生委員・児童委員及び主任児童委員 年齢要件一覧

【現行】

		原則	例外規定 (理由書)
民生委員 ・児童委員 (地区担当)	新任	72歳未満	75歳未満
	再任	75歳未満	78歳未満
主任 児童委員	新任	65歳未満	68歳未満
	再任	65歳未満	68歳未満

【変更後】(令和4年12月1日委嘱分から)

		原則	例外規定 (理由書)
民生委員 ・児童委員 (地区担当)	新任	72歳未満	75歳未満
	再任	75歳未満	78歳未満
主任 児童委員	新任	72歳未満	75歳未満
	再任	75歳未満	78歳未満

※ 主任児童委員の年齢要件を
地区を担当する民生委員・児童委員と統一。